

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問6（個）第1号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった後記第2の2(1)の本件対象情報1について、開示とした決定については妥当であるが、後記第2の1の本件請求2については、実施機関が追加で開示すると説明している保有個人情報を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求に至る過程

1 開示の請求

審査請求人は、令和6年6月8日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、次の保有個人情報の開示の請求を行った（以下(1)に係るものの請求を「本件請求1」、(2)に係るものの請求を「本件請求2」、(3)に係るものの請求を「本件請求3」といい、(1)から(3)までに係るものの請求を「本件請求」という。）。

- (1) ○○の質疑に関する文書
- (2) ○○課の業務並びに同課課長、課員に対する当方への対応に対しての苦情等及びその処理経過に関する文書
- (3) ○○についての質疑に関する文書

2 本件請求に対する決定

(1) 本件請求1について

実施機関は、本件請求1に対し、「○○の質疑に関する文書」（以下「本件対象情報1」という。）を対象となる保有個人情報として特定し、自己情報開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年6月24日付けで審査請求人に通知した。

(2) 本件請求2について

実施機関は、本件請求2に対し、次の情報を対象となる保有個人情報として特定し、自己情報部分開示決定を行い、令和6年6月24日付けで審査請求人に通知した。

ア 聞取書及び関連メール（以下「本件対象情報2」という。）

イ 聞き取り内容及び対応状況を記載したメール（以下「本件対象情報3」という。）

(3) 本件請求3について

実施機関は、本件請求3に対し、「〇〇についての質疑に関する文書」（以下「本件対象情報4」という。）を対象となる保有個人情報として特定し、自己情報開示決定を行い、令和6年6月18日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年7月13日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 審査請求書

自己情報開示請求した「〇〇課の業務並びに同課課長、課員に対する当方への対応に対しての苦情等及びその処理経過に関する文書」が、〇〇課に存在しているにも関わらず開示されていないことから、原処分は違法・不当である。

(2) 反論書

ア 審査請求人は、〇〇における〇〇の可否について、〇〇課（以下「〇〇課」という。）に対して質疑した。

質疑当日、同課課長から「〇〇」との口頭回答があったことから、「〇〇」旨提言し、後日でかまわないので「〇〇」について回答を求めた。

しかしながら同年〇〇月に至っても同課から回答が無いことから、「〇〇」旨を繰り返し要望したが、「課内で検討中」との回答が繰り返されるのみで、連絡や回答が無いまま本年〇〇月に至った。

前記の質疑中に、〇〇等への苦情を、〇〇課長、課員等に対して申し立てた。

〇〇月になっても〇〇課からは質疑に対する回答や連絡が全く無いことから、〇〇日、内容証明郵便で質疑に対する回答を求めた。

同質問に対し、〇〇日付けで〇〇課長名により、文書回答があった。

こうした状況の中、審査請求人において〇〇を〇〇課に伝えているにもかかわらず、「〇〇」と実施機関が判断した理由を確認するため行政文書の開示請求及び令和6年6月8日付けで、本件請求を行ったが、実施機関においては、法に基づかない違法又は不当な処分が行われていたことから、令和6年7月13日付けで審査請求に至ったものである。

イ 次の理由により、開示請求に対する実施機関の処分を全て取り消したうえ、改めて自己情報を開示すべきである。

弁明書には「(前略) 全部開示決定を〇〇課が行ったものである。」、「(前略) 〇〇課及び〇〇課 (以下「〇〇課等」という。) において部分開示決定を行ったところである。」との弁明があるが、開示請求に対する処分権者は広島県知事であり、担当部署に処分決定を委ねることはできないことから、違法又は不当な処分決定であること。

本件処分を行うに当たっては、請求情報に対して、県庁内の関係調整により開示担当課を整理して行うこととなり、対象自己情報については、〇〇課等において部分開示決定を行った旨の弁明があるが、実施機関にあっては〇〇課に「対象自己情報」が存在している認識がありながら、弁明書記載のとおり「担当外を理由」として対象自己情報を開示していないから、違法又は不当な処分であること。この点に関しては、前記のとおり、開示請求以前に苦情を申し立てた事実があること、令和5年10月20日には、〇〇課から〇〇課課員に対し、令和5年10月24日には、〇〇課から〇〇課長に対して、対象自己情報がメール送信されていること、〇〇課課員が審査請求人に対して〇〇課に「対象自己情報」が存在しているが、担当課ではないので開示していない旨の教示を行っていることから明白である。

実施機関職員に対し、実施機関内で開示請求に対応する担当課を振り分けた事実の有無、担当課でないことを理由に自己情報を開示していない事実の有無について質疑したところ、「追加で対象自己情報を開示する」との教示があった。この教示は「審査請求以前」の審査請求人への教示であるが、法に基づかない開示行為の選択であり、実施機関において、恣意的に法を運用して個人情報の開示、不開示等の処

分が行われている疑いがあること。

他にも開示されていない自己情報が存在している疑いがあること。

次の理由から〇〇課に存在する自己情報を加えて、〇〇課が部分開示するとの弁明は不当であること。

平成6年（原文ママ）6月8日付けで審査請求人が開示請求した自己情報については、〇〇課が保有する自己情報のみを開示請求したものではないこと。

審査請求書の「審査請求理由」に記載した内容は、〇〇課課員から「担当課ではないので開示していない」旨の発言を受けて、〇〇課に未だ開示されていない対象自己情報が存在していることを初めて認知したことから、審査請求の理由として記載したものであること。

前記記載の「審査請求の理由」の記載をもって、審査請求人が〇〇課に存在する対象自己情報のみ追加開示を主張しているとの解釈及びこれに基づく弁明が許されるなら、違法又は不当に不開示となっている対象自己情報の存在を具体的に指摘しない限り開示されないこととなとり、実施機関の恣意的な自己情報の開示、不開示等の処分が可能となること。

審査請求書の「審査請求の理由」の記載内容を持って、〇〇課以外の実施機関に存在する対象自己情報の開示請求を放棄したわけではないこと。

前記抗議事実に記載のとおり、〇〇課等に抗議する以前の段階で、〇〇課長に対する苦情申し立てや、〇〇等、〇〇課のみに申し立てた苦情及び苦情の処理経過に関して質疑をした事実があること。

弁明書記載の「〇〇課等の情報共有により、〇〇課等が開示決定した文書と同一の文書が、〇〇課に存在していることは事実である」との弁明をもって、〇〇課に〇〇課等が開示決定した対象自己情報以外の対象自己情報が存在しない理由とはならないこと。

〇〇課等において、審査請求人が申し立てた苦情及びその処理に関する文書を作成している事実が示すとおり、官民間わず、いずれの組織においても、苦情の是非も含めて苦情を処理せず放置し、メモすら作成しないことはありえないことから、〇〇課に「〇〇課等が部分開示した以外の対象自己情報」が存在していることは明白で

あること。

審査請求人においては、苦情の申し出先は把握しているものの、苦情がどのように処理されるかその経過、また、実施機関のどの部署に処理経過に関する文書が存在しているかを知るすべもない。例として、審査請求人が行った苦情の処理が〇〇課以外の実施機関内の第三者的部署で処理されている場合や、〇〇課課長より報告を受けた同課長の上位職等が保管していた場合は開示されないこととなること。

〇〇課等との情報共有の有無に関わらず、対象自己情報が〇〇課に存在していることについて〇〇課が認知していたことは明白であること。

〇〇課等が開示決定した対象自己情報と同一の自己情報のみしか開示できない理由がないこと。

本件処分以外の処分の違法性、妥当性についての説明は実施機関からは無いこと。

本件処分を取り消した場合、効果は遡ることから現在の本件処分の効果が否定され、現在、〇〇課が担当し開示された自己情報の効果も無くなること。

審査請求人が令和6年6月8日付けで行った開示請求は「一件の請求」であるが、処分を分散させたのは実施機関の都合であること。

一件の開示請求に対して処分を分散させることの必要性や、分散させることにより審査請求人が被る不利益等についての事前説明は実施機関から無かったこと。

実施機関の職員が職権取り消しの実行について言及しているとおろ、全処分の取り消しは可能であること。

違法又は不当な処分の効果は、全処分へ遡及すること。

開示請求に対する実施機関の処分は、審査請求人のみならず、県民等の情報公開制度への信頼性を根幹から揺るがす違法又は不当な処分であり、本件処分以外の処分を放置(維持)することは、公共の福祉の要請に照らして著しく不当であると認められること(最高裁判例、引用)。

ウ 次の理由により、部分開示ではなく全て開示すべきである。

弁明書には「県職員の個人メールアドレスが記されており、個人情報

報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78号第7号の規定に基づく不開示情報が含まれていることから、当該情報を除いて部分開示を行うこととなる。」との弁明があるが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）には、「第78号第7号」の条文は存在せず、部分開示の法的根拠とならないこと。

弁明書には、「〇〇課等の開示決定済みの文書と同様に、県職員の個人メールアドレスが記されており、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78号第7号の規定に基づく不開示情報が含まれていることから、当該情報を除いて部分開示を行うこととなる。」との弁明があるが、〇〇課、〇〇課が担当した処分に、開示決定した処分は無いこと、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第7号の当該事務の適正な遂行に使用を及ぼすおそれは、「名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の概念性が認められることが必要と解されている（以上、大阪地裁判例引用）」が、令和6年6月24日付け人事第50001号自己情報部分開示決定通知書、令和6年6月24日付け健総第152号自己情報部分開示決定通知書には、開示しない理由として公にすることにより当該職員が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとしか記載されておらず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の概念性についての記載がないこと及び県職員の個人メールアドレスを開示することにより、どのような支障が生じるのか審査請求人は知ることができないこと。

エ 情報公開制度は、県政に関する情報を県民に公開することで実施機関の説明責任を果たし、県政に対する理解と信頼を深めて県政への参加を促進するものである。

しかしながら実施機関にあっては、審査請求以前の令和5年10月より、〇〇しようとした審査請求人、ひいては〇〇に取り組む関係者への説明責任を果たしていない。

こうした背景がある中で、令和6年6月8日付けで審査請求人が行った、なんら瑕疵のない開示請求に対し、違法又は不当な処分を行ったことを原因として、開示請求後約4か月の長期間にわたり開示されるべき自己情報が開示されておらず、審査請求人の「知る権利」が侵害され、

審査請求人は不利益を被っている状態が継続している。

よって、広島県知事の速やかな裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分の経緯

本件処分については、令和6年6月8日付けで自己情報開示請求があった3つの情報(以下「請求情報」という。)のうち「1 ○○の質疑に関する文書」に対する全部開示決定を○○課が行ったものである。

本件処分を行うに当たっては、請求情報に対して、県庁内の関係調整により開示担当課を整理して対応することとなり、この度の審査請求の対象とされている「2 ○○課の業務並びに同課課長、課員に対する当方への対応に対しての苦情等及びその処理経過に関する文書」については、○○課及び○○課(以下「○○課等」という。)において部分開示決定を行ったところである。

(2) 審査請求の対象文書について

審査請求人が主張している○○課に存在する前記「2」の文書(以下「追加開示文書」という。)については、○○課等からの情報共有により、○○課等が開示決定した文書と同一の文書が、○○課に存在していることは事実である。

その事実から、審査請求人の主張(○○課に存在している文書の開示がされていない)については認容されるものではあるが、追加開示文書は、○○課等の開示決定済みの文書と同様に、県職員の個人メールアドレスが記されており、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第5号)第78号第7号の規定に基づく不開示情報が含まれていることから、当該情報を除いて部分開示を行うこととなる。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

(1) 本件請求について

本件請求は、○○について、審査請求人が実施機関に対して行った質疑等に関して、実施機関が作成又は取得した次の保有個人情報の開示を求め

たものである。

ア ○○の質疑に関する文書（本件請求1）

イ ○○課の業務並びに同課課長、課員に対する当方への対応に対しての苦情等及びその処理経過に関する文書（本件請求2）

ウ ○○についての質疑に関する文書（本件請求3）

実施機関は、本件請求1に対し、本件対象情報1を特定し、本件処分を行った。また、本件請求2に対し、本件対象情報2及び本件対象情報3を特定し、自己情報部分開示決定を、本件請求3に対し、本件対象情報4を特定し、自己情報開示決定をそれぞれ行った。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、自己情報開示請求した「○○課の業務並びに同課課長、課員に対する当方への対応に対しての苦情等及びその処理経過に関する文書」が、○○課に存在しているにもかかわらず開示されていない旨主張していることから、本件審査請求は、本件処分の取消しを求めるものであるが、実質的には、本件請求2に関して、本件対象情報2及び本件対象情報3以外の情報を特定し、開示することを求めるものであると捉えるのが相当である。

また、本件請求2に関して、実施機関は弁明書において、審査請求人の主張を一部認容し、追加で特定した情報について、自己情報部分開示決定を行う旨説明している。

よって、以下、本件処分の妥当性に加え、実施機関が追加で開示すると説明している情報を含めて、本件請求2に係る特定の妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件対象情報1について

当審査会において、本件対象情報1を見分したところ、○○（以下「○○」という。）の交付に関して実施機関と審査請求人との間で、電話で行われたやり取りを記録した聞取票及び審査請求人からの質問に対して文書での回答を行った際の起案に関する文書一式であることが確認できた。

当審査会から、実施機関に対して、本件対象情報1を特定した経緯について確認したところ、次のとおり説明があった。

審査請求人は実施機関に対し、○○との要望をされたが、対応は難し

いとの返答をしていた。

審査請求人からは、〇〇理由が納得できないことや要望への対応が遅いことへの苦情、途中経過の連絡がないことへのお叱り、審査請求人に対する職員の対応へのご不満などの苦情を複数回、実施機関に寄せられ、対応していたことや、また、審査請求人に〇〇を伝えたところ、〇〇等についての質問が文書で送付されてきたなどの理由から、本件請求1については、審査請求人と実施機関で行われた〇〇の（苦情を含む）質疑に関する文書を請求しているものと捉えた。

(2) 本件対象情報1の特定の妥当性について

当審査会から、県民から問い合わせがあった際の実施機関内の事務処理手続について確認したところ、実施機関においては、広島県文書等管理規程（平成13年広島県訓令第5号）第18条に基づき、電話又は口頭で受けた事案のうち重要なものについては、原則として、聞取票を作成しているとのことであった。

そうすると、本件請求1に対して、聞取票を特定したことは実施機関における事務処理に則ったものであり、実施機関の説明は不自然・不合理ではない。

また、起案文書一式については、審査請求人から送付された文書に記載された質問に対応する過程で、実施機関における意思決定を行うために作成された文書であることから、実施機関が、本件請求1の対象となる情報として特定したことは不自然・不合理ではない。

(3) その他の文書について

実施機関においては、審査請求人と複数回連絡を取っているということであるから、その全てについて聞取票を作成しているのか確認したところ、既に聞取票を作成した事案と同様の内容のものについては、広島県文書等管理規程第18条により、作成していないとのことであった。

上記の実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、本件対象情報1以外に、本件請求1の対象となる保有個人情報として特定すべき情報が存在する特段の事情は見受けられない。

(4) 小括

したがって、実施機関が本件請求1について、本件対象情報1を特定し、開示したことは妥当である。

3 本件請求2に係る特定の妥当性について

当審査会から、実施機関に対して、本件請求2をどのように捉えたのか確認したところ、次のとおり説明があった。

本件請求2については、総務課情報公開担当が審査請求人に請求の意図を確認したところ、「〇〇課に対する苦情を〇〇課と〇〇課に相談した。」と聞き取ったことから、「〇〇課員の対応に対して、苦情等及びその処理経過の対応を行った所管課」である〇〇課と〇〇課が担当ではないかという理由で、「〇〇課の対応に対して、苦情等及びその処理経過の対応を行った所管課」という文書を請求しているものと捉えた。

上記の説明からすると、実施機関は、本件請求2の対象となる情報を、〇〇課及び〇〇課が作成又は取得した情報に限定していたものと認められる。

しかしながら、前記のとおり、審査請求人は〇〇課に対して直接苦情を言ったこと、また、前提として、〇〇課の職員の対応に係る情報の開示を請求していることからすれば、審査請求人が「〇〇課の対応について、〇〇課と〇〇課に相談した。」と説明したのは、開示請求書に記載された文言からは〇〇課及び〇〇課に相談した事実を直接には読み取れないことから、その事実を補足的に示すためであったと考えられる。

そうすると、本件請求2は、〇〇課の業務及び同課課長、課員の審査請求人への対応に関して、審査請求人が〇〇課、〇〇課及び〇〇課に対して行った苦情を処理するに当たって、特定の部署に限らず、実施機関が作成又は取得した情報を請求しているものと解すべきであり、対象となる情報を〇〇課及び〇〇課が作成又は取得した情報のみに限定したことは、本件請求2の対象となる情報の範囲を狭く解したものといわざるを得ない。

なお、審査会において、実施機関が追加で開示すると説明している情報を見分したところ、〇〇課の職員の対応に関する苦情の内容を、〇〇課及び〇〇課の職員が聞き取り、その内容を〇〇課に対して共有した情報であったことから、本件請求2の対象となる情報に該当するものと認められる。

以上のことから、実施機関は、本件請求2に該当する情報を特定した上で、追加で開示すると説明している情報を含めて、改めて開示可否を決定すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するもので

はない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年11月17日	・ 諮問を受けた。
令和7年9月25日 (令和7年度第6回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年10月30日 (令和7年度第7回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和7年11月27日 (令和7年度第8回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

岩 本 瑞 穂	弁護士
門 脇 美 恵	広島修道大学教授
西 條 潤 (部 会 長)	近畿大学准教授